

高知市老人クラブ連合会会則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この会は、老人クラブを育成し、その発展を図るとともに、各種機関との連携を図り、高齢者が助け合い支え合い、その経験・知識・技能を生かして老いと向き合い、生きがいと健康づくりの活動を積極的に展開し、明るい長寿社会づくりを推進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、高知市老人クラブ連合会（以下「本会」という。）と称し、略称を「市老連」という。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、高知市百石町3丁目1番30号高知市南部健康福祉センター老人憩所内におく。

(組織)

第4条 本会は、高知市の単位老人クラブをもって組織する。

2 単位老人クラブは、一定の地域にブロック会をおくことができる。

(事業・活動)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業・活動を行う。

- (1) 老人クラブ活動の育成、連携並びに指導
- (2) 老人の福祉、文化、保健体育に関する調査研究及び研修並びに刊行物の取り扱い
- (3) 官公署及び友好団体との連携
- (4) 研修旅行、福祉農園、保健体育に関する事業
- (5) 功労者に対する表彰
- (6) 社会奉仕並びに青少年との交流事業と協調
- (7) 地域支え合い事業、地域交流ミニデイサービス事業
- (8) 高知市南部健康福祉センター（老人憩所）及び西部高齢者いきいきセンターの管理運営
- (9) あじさい会館及び高齢者ふれあいセンター並びに東部高齢者いきいきセンターの定例講座の運営
- (10) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 役員及び職員

(役員)

第6条 本会に、次の役員をおく。

会長 1名

副会長 5名

理事 若干名

事務局長 1名

監事 3名

- 2 会長、副会長は、理事の互選により選出する。
- 3 監事は、理事会において単位老人クラブ会員の中から選出する。
また、この規定による選出の他に、外部の有識者を外部監査人に委嘱することができる。
- 4 理事は、各ブロック会の会長の職にある者を、総会で選出、承認する。次期総会までの理事の交替については、理事会の承認事項とする。
- 5 理事会は、学識経験者等で必要と認めた者を、理事に委嘱することができる。
- 6 会長、副会長、事務局長及び監事は、総会の承認を得なければならない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序にしたがってこれを代行する。
- 3 理事は、本会の運営に参画し、事業の推進にあたる。
- 4 事務局長は、本会の職員を指揮監督し、事業運営全般に亘って企画・推進する。
- 5 監事は、本会の財産の状況及び理事の業務の執行状況を監査し、会議に出席して意見を述べる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、選任の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残存期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(職員)

第9条 事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局員 若干名

- 2 事務局員は、三役会の同意を得て会長が任命する。
- 3 職員の就業並びに賃金規定は、別に定める。

(顧問等)

第10条 本会に顧問・相談役を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は、理事会の推薦により総会で承認する。
- 3 顧問・相談役は、本会の要請に応え、本会の発展のため助言し協力する。

第3章 会 議

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、総会、理事会、三役会及び専門部会とする。

(総会)

第12条 総会は、単位老人クラブの代表者をもって構成し、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、理事会で必要と認めた場合に、開催する。
- 3 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業報告及び決算報告の承認
 - (2) 事業計画及び予算案の決定
 - (3) 役員（顧問・相談役を含む）の承認
 - (4) 会則の制定又は変更
 - (5) その他理事会において必要と認めた事項
- 4 総会において、次の事項を報告する。
 - (1) 職員の任免に関する事項
 - (2) 規定類の制定及び変更
 - (3) その他総会において必要と認めた事項
- 5 総会は、議決権を有する単位老人クラブ数（前年度において、連合会会費を納入している単位老人クラブに、総会までに結成届を提出している新規の単位老人クラブの合計数）の過半数で成立する。
- 6 代理行使
単位老人クラブの会長は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、単位老人クラブの会長又は代理人は代理権を証明する書面を総会に提出しなければならない。
- 7 書面による議決権の行使
総会に多数が参集できない合理的な理由がある場合において、予め議案書を送付し、書面による議決によって、総会による議決とすることができる。

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長、理事及び事務局長で構成し、必要に応じて顧問・相談役の出席を要請できる。

2 理事会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会の決定を要することで委任を受けた事項
- (3) 事業（第5条）の具体的な推進方法
- (4) 役員を選出、推薦に関する事項
- (5) その他理事会において必要と認めた事項
- (6) 規則・規定類の改廃

3 理事会は、議決に加わる事のできる人数の過半数の出席で成立する。

(三役会)

第13条の2 三役会は、会長、副会長及び事務局長で構成し、本会の事業活動及び運営に関する事項を協議し、決定する。

2 三役会は、原則として毎月開催する。

3 職員の任免に関する事項、ただし、解雇、懲戒は理事会に報告して、その承認を受ける。

(専門部会)

第14条 本会に、次の専門部をおく。

- (1) 友愛活動部
- (2) 保健体育部
- (3) 文化・事業部
- (4) 女性部
- (5) 独身者友の会部
- (6) 成年部

2 専門部は、部長、副部長その他の世話人を選任し、必要に応じて専門部会を開催する。

3 専門部は、必要に応じて増減することができる。

(会議の運営)

第15条 部会以外の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、次のとおりとする。

- (1) 総会においては、総会で選出する。
- (2) 理事会においては、会長または会長の指名する者とする。
- (3) 専門部会においては、専門部会で選任する。

(議決・議事録)

第16条 会議の議決は、議決に加わることができる者の過半数で決定し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

2 総会及び理事会の議事は、議事録を作成し、議長及び出席者2名が連書・押印して保存する。

(専決)

第17条 会長は、緊急を要し会議を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項を専決することができる。この場合には、次の会議にその結果を報告しなければならない。

(規則等)

第18条 本会の運営等に必要な規則等を定めることができる。

2 規則等の種類は次のとおりとする。

- (1) 職員就業規則及び賃金規則
- (2) 専門部に関する規則
- (3) 役職員等旅費支給規則
- (4) 表彰に関する規程
- (5) 経理規程
- (6) その他理事会が必要と認めた規定

第4章 会計

(経費)

第19条 本会の運営に必要な経費は、会費、補助金、寄付金、委託金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(暫定予算)

第21条 会計年度が過ぎても、予算が成立していない場合は、前年度同月実績の範囲内において執行することができる。

第5章 雑則

(解釈・運用)

第22条 この会則及び本会の諸規定に定めのない事項は、本会の目的と老人福祉法の理念に則して解釈し運用する。

(書類の保存期間)

第23条 本会の書類等の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 規定類、議事録、役職員名簿、人事記録、歴史的記録となる書類、写真、図画、図書、貸金台帳、決算書類、財産目録等財務諸表 永久
- (2) 本会の作成及び受発文書、経理関係帳簿、証憑類 5年
- (3) 本会の作成及び受発文書で重要でないもの 2年
- (4) その他の書類・帳簿 年度決算終了後2月

2 前項の書類・帳簿類で保存期間が満了したものは、廃棄する。

附 則

- 1 この会則は昭和36年11月6日より施行する。
- 2 この会則は昭和50年2月1日 一部改正
- 3 この会則は昭和56年5月12日 一部改正
- 4 この会則は昭和57年4月27日 一部改正
- 5 この会則は昭和60年6月26日 一部改正
- 6 この会則は平成3年4月17日 一部改正 (理事委嘱)
- 7 この会則は平成4年5月8日 一部改正 (10, 12, 14, 19条)
- 8 この会則は平成4年7月24日 一部改正 (婦人部設置)
- 9 この会則は平成6年5月20日 一部改正 (婦人部→女性部)
- 10 この会則は平成7年5月19日 一部改正 (副会長3名→5名)
- 11 この会則は平成11年4月21日 一部改正 (7部会→5部会)
- 12 この会則は平成11年6月20日 一部改正 (総務部と女性部を削除し社会部を設定)
- 13 この会則は平成14年5月24日 一部改正 (目的・住所・事業)
- 14 この会則は平成19年5月23日 一部改正 (ほぼ全条) し、改正の翌日から施行する。
- 15 この会則は、平成3年5月21日一部改正し、改正の翌日から施行する。
- 16 この会則は、令和4年3月3日一部改正し、改正の翌日から施行する。